大阪府警察本部低入札価格調査委員会設置要綱の制定について

平成17年９月28日例規（会・施・装）第100号

この度、大阪府警察本部が締結する契約に係る入札の適正を期するため、別記のとおり大阪府警察本部低入札価格調査委員会設置要綱を定め、平成17年10月１日から実施することとしたので、その適切な運用に努められたい。

別　記

大阪府警察本部低入札価格調査委員会設置要綱

第１　設置

警察本部が締結しようとする工事又は製造その他についての請負の契約に係る入札（以下「請負契約等入札」という。）について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項又は第167条の10の２第２項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する場合において、その落札者の決定を適正に行うため、警察本部に大阪府警察本部低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第２　任務

委員会は、請負契約等入札において、最低価格をもって申込みをした者その他落札者となるべき者の申込みの価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に、次の事項について調査し、当該契約の履行を確保することができるかどうかについて審議するものとする。

(１)　その者がその価格により申込みをした理由

(２)　その者が当該契約の履行のために提供を予定している人員の数及び資器材の量並びにこれらの調達の見通し

(３)　その者による他の契約の履行状況

(４)　その者の経営状態その他その者の業務に関する事項

第３　構成

１　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、総務部長をもって充てる。

３　副委員長は、総務部会計課長、施設課長及び装備課長をもって充てる。

４　委員は、委員長が委員会の開催の都度所属長補佐（これに相当する職を含む。）以上の職にある者のうちから指名する者をもって充てる。

第４　運営

１　委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

２　委員長に事故があるときは、委員会に付議される案件を主管する所属の長である副委員長（以下「主管副委員長」という。）がその職務を代理する。

３　委員長は、委員会の開催に当たり必要があると認めるときは、主管副委員長に必要な調査を行わせることができる。

４　委員長は、審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、委員会への出席を求めることができる。

第５　会議

１　委員会は、後記第６の４の(１)により開催された低入札価格調査会がその調査及び検討を終えたときに、開催するものとする。ただし、当該調査及び検討の結果を考慮して委員長が会議を開催する必要がないと認めるときは、当該低入札価格調査会の会長が必要な書類を作成した上、これに委員長の決裁を受けることをもって委員会の議決とすることができる。

２　委員会の議事は、委員長が決するものとする。

第６　調査会

１　設置

委員会に付議される案件について事前に調査し、及び検討するため、請負契約等入札に関する事務を行う総務部会計課、施設課及び装備課にそれぞれ低入札価格調査会（以下「調査会」という。）を置く。

２　構成

(１)　調査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

(２)　会長、副会長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

３　運営

(１)　会長は、調査会を招集し、これを主宰する。

(２)　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(３)　会長は、調査会の開催に当たり必要があると認めるときは、その指定する職員に必要な調査を行わせることができる。

(４)　会長は、審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、調査会への出席を求めることができる。

４　会議

(１)　調査会は、請負契約等入札を実施した場合において、当該入札に関する事務を行う所属の長である会長が前記第２に規定する場合に該当すると認めるときに、開催するものとする。

(２)　調査会の議事は、会長が決するものとする。

第７　庶務

委員会の庶務は付議される案件を主管する所属において、調査会の庶務はそれぞれの調査会を設置する所属において行うものとする。

前　文（抄）（令和５年３月31日例規（務）第40号）

令和５年４月１日から実施することとしたので、了知されたい。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調査会 | 会長 | 副会長 | 委員 |
| 会計課の低入札価格調査会 | 会計課長 | 会計課次長 | １　次に掲げる会計課の職員 |
|  |  | (１)　調査官（府費担当） |
|  |  |  | (２)　管理官及び課長補佐（これらに相当する職にある者を含む。）のうちから会長が指名する者 |
|  |  |  | ２　入札に係る事業を主管する所属その他当該事業に関係する所属の所属長補佐（これに相当する職を含む。）以上の職にある者のうちから会長が指名する者 |
| 施設課の低入札価格調査会 | 施設課長 | 施設課次長 | １　次に掲げる施設課の職員 |
|  |  | (１)　施設課調査官（施設担当） |
|  |  |  | (２)　管理官及び課長補佐（これらに相当する職にある者を含む。）のうちから会長が指名する者 |
|  |  |  | ２　入札に係る事業を主管する所属その他当該事業に関係する所属の所属長補佐（これに相当する職を含む。）以上の職にある者のうちから会長が指名する者 |
| 装備課の低入札価格調査会 | 装備課長 | 装備課次長 | １　次に掲げる装備課の職員 |
|  |  | (１)　調査官（車両管理担当） |
|  |  |  | (２)　管理官及び課長補佐（これらに相当する職にある者を含む。）のうちから会長が指名する者 |
|  |  |  | ２　入札に係る事業を主管する所属その他当該事業に関係する所属の所属長補佐（これに相当する職を含む。）以上の職にある者のうちから会長が指名する者 |